

インドネシアにおける特許出願制度 概要



創英国際特許法律事務所

安田亮輔
(エキスパート、弁理士)

創英国際特許法律事務所は、知的財産立国ビジョンの推進に貢献することを「創業の理念」としており、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用をサポートする活動をグローバルに展開している。安田氏は、2008年 創英国際特許法律事務所に参加。2011年 弁理士登録。主に機械・制御関連の国内外特許出願、中間処理、鑑定、審判を担当している。

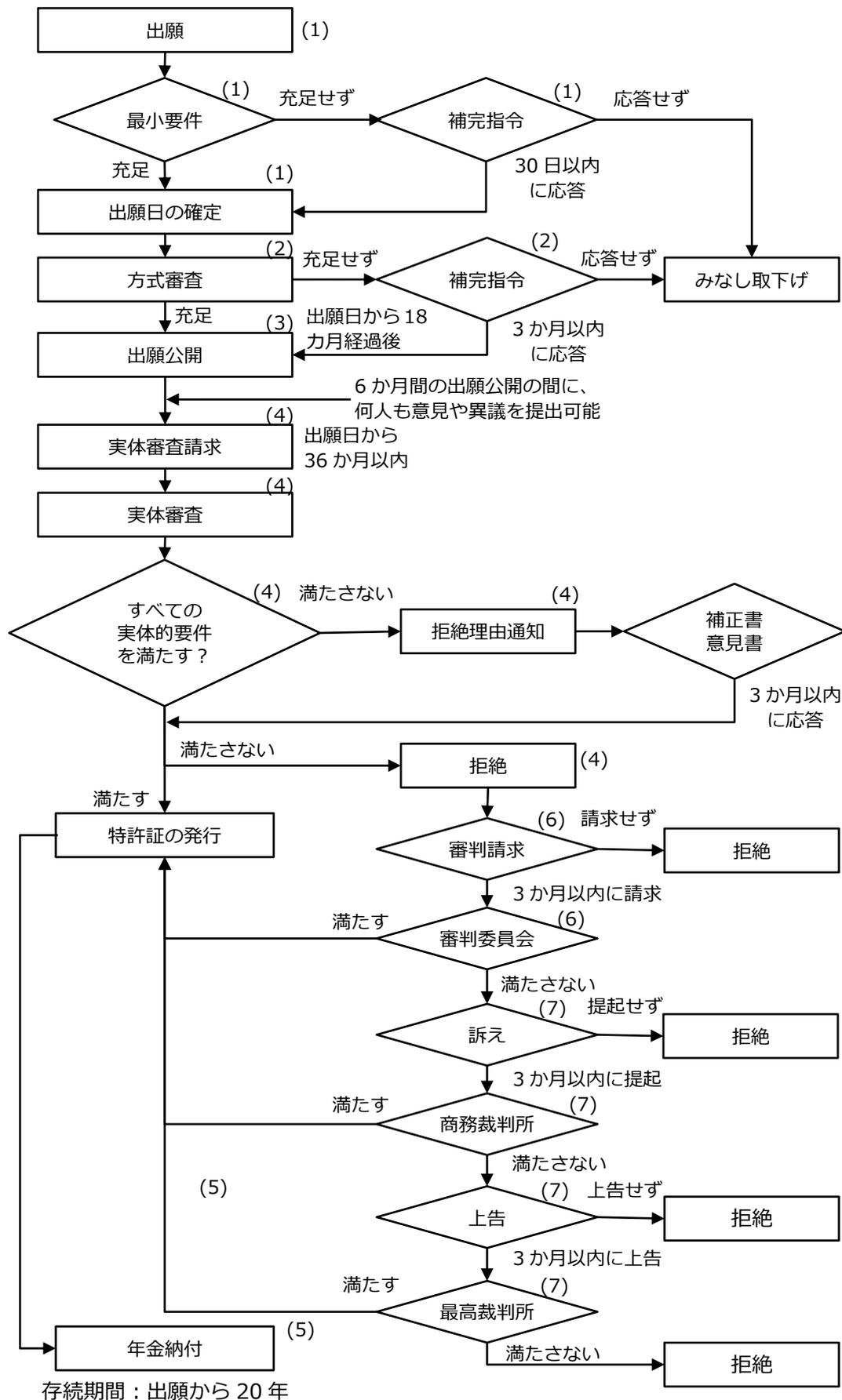
■特許出願手続の流れ

インドネシアにおける特許出願手続の流れに関し、次ページにフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

■詳細および留意点

(1) 出願

- パリ条約による優先権主張に基づくインドネシア出願（パリルート出願）、および PCT 出願の国内移行が可能である。パリルート出願は第 1 国出願から 1 年、PCT 出願の国内移行は優先日から 31 か月以内に行わなければならない。
- この 31 か月の期間は、出願人が国内段階移行繰延べの追加手数料を支払うことを条件として延長することができる。延長可能な期間については、逐一、その時点における規則を確認するのがよいと思われる。
- 最小要件を満たした出願は、出願日を付与され、大臣により記録される（特許法第 34 条（1））。
- 出願日を確定させるための最小要件は、所定の事項が記載された願書、所定の事項が記載された明細書等（明細書、特許請求の範囲、要約書、必要な図面等）、および出願手数料の納付である（特許法第 34 条（2））。
- 出願言語はインドネシア語である。英語による出願が可能であるが、その場合、出願日から 30 日以内にインドネシア語翻訳文を提出しなければならない（特許法第 34 条（3））。



- 出願日前 6 か月以内に所定の行為によって公表された発明は、新規性の判断における「前に公表された技術」とはみなされない（特許法第 6 条）。つまり、6 か月のグレースペリオドが認められている。
- 出願人は、特許付与の決定が与えられる前であれば、自発的な補正および／または分割出願を行うことができる（特許法第 38 条）。
- 簡易特許（simple patent）への出願変更が可能である（特許法第 40 条）。

(2) 方式審査

出願の要件および書類(特許法第 25 条)を充足していないと認められる場合は、3 か月以内にそれらを完全にするよう、通知がなされる（特許法第 35 条）。出願の要件および書類が所定の期間内に満たされなかった場合、出願は取下げたものとみなされる（特許法第 36 条）。

(3) 出願公開

- 優先日から 18 か月が経過した後、7 日以内に、出願が公開される（特許法第 46 条（2））。
- 出願の公開は、出願公開の日から 6 か月間行われる（特許法第 48 条）。
- 何人も、書面により理由を付して、公開された出願に対して意見および／または異議の申立てをすることができる（特許法第 49 条（1））。
- 出願人は、申立てがあった旨の通知日から 30 日以内に、書面により、説明および／または答弁を提出することができる（特許法第 49 条（4））。
- 大臣は、上記の意見および／または異議、および、説明および／または答弁を、実体審査における判断の補足資料として用いる（特許法第 49 条（5））。

(4) 実体審査請求および実体審査

- 方式的要件を満たした出願に対して特許権を取得するためには、手数料を納付して書面で実体審査の請求をしなければならない(特許法第 51 条(1)、(3))。
- 実体審査請求を請求できる期間は、出願日から 36 か月以内である（特許法第 51 条（2））。

- 実体審査は、審査官により行われる（特許法第 53 条（1））。
- 実体審査では、新規性、進歩性および産業上利用性等が審査される（特許法第 54 条）。
- 大臣は、実体審査のために専門家の支援を要請し、および／または、他の政府機関の必要な便宜を利用することができる（特許法第 53 条（2））。
- 優先権を伴う特許出願に対する実体審査では、大臣は、出願人または対応国の特許庁に対して、最初になされた出願に対する実体審査結果、その他の書類の提出を要請することができる（特許法第 55 条）。
- 審査官は、対応国（欧州、米国、オーストラリア等）の審査結果を参照することが多いようである。

・審査で拒絶理由がない場合

- 審査で拒絶理由がない場合、大臣は出願を認容し、当該出願につき特許が付与される旨を書面をもって通知し、その通知日から 2 か月以内に特許証を発行する（特許法第 58 条）。

・審査で拒絶理由がある場合

- 審査で拒絶理由がある場合、大臣は、拒絶理由（特許法第 54 条に規定された実体審査の要件を満たさない旨）とともに、規定の要件を満たすよう書面により通知する（特許法第 62 条（1）、（2））。
- 出願人は通知書の日から 3 か月以内に意見書を提出し、および／または通知書に記載される要件を満たさなければならない（特許法第 62 条（3））。この応答期間は最大 2 か月延長可能であり（特許法第 62 条（4））、さらにその延長期間も、手数料の納付とともに最大 1 か月延長可能である（特許法第 62 条（5））。

- 通知書に記載される要件を満たさない場合（拒絶理由が解消されない場合）、大臣は、出願人に対して書面により、2か月以内に出願が拒絶される旨を通知する（特許法第62条（9））。
- 出願人は、出願が単一性（特許法第24条（3））を構成しない複数の発明からなる場合、出願の分割をすることができる（特許法第41条）。

・その他

- 日本国特許庁との間の特許審査ハイウェイ（PPH）を申請可能である（2016年6月1日よりPPH試行プログラムが実施されている）。

（5）特許証の発行

- 出願が認容されると、大臣は特許証を発行する（特許法第58条）。
- 特許証は特許権の証明であり（特許法第59条）、特許の保護は、出願日に遡って効力を有する特許証の発行により証明される（特許法第60条）。
- 特許は出願日から起算して20年間付与される（特許法第22条）。
- 特許証の日（すなわち特許が付与された日）から6か月以内に第1回目の年金を納付しなければならない（特許法第126条（1））。その際の納付額は、出願日から起算した初年度の年金から特許付与の年までと、その翌年分の年金を合わせた額である（特許法第126条（2））。
- 上記以降の年金は、次の保護期間の出願相当日の1か月前までに、次年度分を納付しなければならない（特許法第126条（3））。
- 特許法第126条に定める年金の納付を規定の期間内にしなかった場合、特許の取消が宣言される（特許法第128条（1））。
- なお、特許年金の納付期限日が2016年改正法施行日（2016年8月26日）よりも前に到来し、その年金が納付されなかった場合、旧法が適用される。旧法では、継続して3年間年金の納付をしなかった場合（つまり上記納付期限日から2年後の納付期限日まで納付をしなかった場合）、特許は取消を宣言される（旧特許法第115条（1））。3年間にわたって支払われなかった年金は負債として残る。年金の納付義務を回避するためには旧法下における特許の取り

消し請求（旧特許法第 90 条）が必要である。また、旧法下で登録された特許であっても 2016 年改正法施行日以降に到来した納付期限日に対して年金が納付されなかった場合には、改正法が適用されるので、旧特許法第 115 条（1）に基づく 3 年間分の債務は発生しない。

（6）出願の拒絶に対する審判請求

- 出願の拒絶に対する審判の請求は、出願拒絶の通知の送付日から 3 か月以内に行われる（特許法第 68 条（1））。審判請求は、出願拒絶に対する不服の詳細な説明とその理由を付してなされなければならない（特許法第 68 条（4））。
- 審判委員会による審理は審判請求の受理日から 1 か月以内に開始され（特許法第 68 条（3））、審判委員会の決定は審理の開始から 9 か月以内に下される（特許法第 68 条（6））。
- 審判委員会が審判請求認容の決定をした場合、大臣は特許証の発行に着手する（特許法第 68 条（7））。

（7）拒絶決定に対する法的措置

- 出願人は、審判における拒絶決定に対する訴えを、拒絶通知の日から 3 か月以内に商務裁判所に起こすことができる（特許法第 72 条（1））。
- 商務裁判所の決定に対しては、最高裁判所への上告のみが可能である（特許法第 72 条（3））。

■ソース

インドネシア特許法（2016 年法律第 13 号改正）

特許庁 世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド

（https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html）

世界知的所有権機関（WIPO） Patent Prosecution in Indonesia

（http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_ip_kul_11/wipo_ip_kul_11_ref_t6.pdf）

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)